証券コード　2138
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー
クルーズ株式会社
代表取締役社長　小渕　宏二

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後７時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
２．場　　所　東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー３階　ザ・グランドホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第19期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

39頁に記載の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について」も必ずご確認ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://crooz.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://crooz.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当社は「20XX年までに時価総額１兆円以上」という超長期的目標を掲げ、2018年５月10日をもって全ての事業を子会社化し、純粋持株会社となりグループ経営へと移行しております。これに伴い、主軸事業であるSHOPLIST事業も会社分割し、クルーズ株式会社は事業を持たない純粋持株会社となっております。また、超長期的目標の実現に向け、次世代の事業と経営者の誕生と成長、永遠のベンチャースピードを手に入れるための仕組み「CROOZ永久進化構想」を構築しております。

同時に、将来的に株主・投資家、顧客、社員、社会その他すべてのステークホルダーに大きな価値を還元するべく、当面は「営利・当期利益をマイナスにしない範囲で利益及び現金を総投資して、SHOPLISTの売上最大化、第二・第三の事業の柱の早期立ち上げ、M&Aによる売上最大化」を今後の重点戦略として掲げております。

グループの主軸事業であるEC事業の国内BtoCのEC（消費者向け電子商取引）市場は2018年に18.0兆円に達しており（注１）、また今後更に拡大し、2021年度には25.6兆円に達する見込みといわれております（注２）。

また、その中でもSHOPLISTのおかれるアパレルEC（BtoC）市場は、2018年に約1.8兆円に到達し、直近５年間で約4,900億円拡大してまいりました。この成長規模とスピードは2012年より国内で開始されたフリマアプリ（CtoC）の推定市場規模が５年をかけて到達した4,835億円を上回るものであります（注１）。

当該成長市場においてSHOPLISTは、平均商品単価約1,800円という低価格で良質なファストファッション商材の取扱いに特化し、また会員属性もその９割以上が10-20代を中心とした女性という特異なポジショニングを確立し、2012年７月の立ち上げから8年目を迎えた当連結会計年度の売上高は245億円を超えました。

SHOPLIST事業においては、今後の更なる拡大を目指し、新規ユーザー獲得を狙った大規模プロモーションはもちろん、探しやすさや購入前と後のギャップをゼロにするべくサイトのユーザビリティ向上、配送日数改善などの物流インフラの強化を通じたリピート率向上に注力してまいりました。

また、その他の事業におきましても、現在30社を超えるグループ会社によって複数の事業を並行して展開しており、広告代理事業や投資事業など今後の第二・第三の事業の柱として期待できそうな事業も生まれつつあります。

以上の結果として、当連結会計年度の経営成績は、売上高33,995,137千円（前連結会計年度比12.3％増）、営業損失97,479千円（前連結会計年度は営業損失1,002,245千円）、経常損失85,360千円（前連結会計年度は経常損失972,314千円）、親会社株主に帰属する当期純損失558,845千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,639,200千円）となりました。

（注１）2019年５月16日経済産業省「平成30年度　我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」を基に記載しております。

（注２）株式会社CyberZ及び株式会社シード・プランニングの共同調査情報を基に記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は133,590千円で、その主なものはオフィスの新設等に関連した建物付属設備等の購入によるものです。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	2016年度 第16期	2017年度 第17期	2018年度 第18期	2019年度 第19期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	28,500,895	25,486,401	30,282,348	33,995,137
経常利益又は経常損失（△）(千円)	2,122,972	702,542	△972,314	△85,360
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	3,230,944	105,941	△1,639,200	△558,845
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	269.05	8.78	△144.27	△50.32
総資産(千円)	16,269,330	16,694,301	24,410,456	25,947,725
純資産(千円)	12,081,189	12,117,637	8,660,066	8,273,101
１株当たり純資産(円)	998.17	998.47	738.83	696.13

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
CROOZ SHOPLIST株式会社	40,000千円	100%	ファッション通販 SHOPLIST.com by CROOZ の企画、開発、運営
Studio Z株式会社	120,000千円	100%	エレメンタルストーリーを中心としたスマートフォン向けゲームの企画、開発、運営
株式会社Candle	54,408千円	100%	メディア事業・新規事業の企画、開発、運営
CROOZ Media Partners 株式会社	15,000千円	70%	広告・メディアを取り扱う代理店事業
Sevenwoods Investment 株式会社	22,500千円	100%	プライベート・エクイティ・ファンドへのFoF事業、国内外スタートアップへの投資事業

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット業界における、ハードウェア、ソフトウェアの進化、ユーザーの嗜好の変化、他業界からの新規参入等の様々な急速な変化に対応するために、以下の課題を認識しており、対応していく方針であります。

① 次世代の事業と経営者の誕生と成長

当社グループは、ユーザーに受け入れられるサービスの移り変わりが激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していくことが重要と考えております。

SHOPLIST事業は、引き続き競合他社との差別化が激化することが予想され、今まで以上に商品ジャンルやブランド、品揃えの拡充による更なる差別化、事業拡大・サービスの向上を図りつつ、インターネットコマース事業で得られた知見を活かした新規事業にも挑戦してまいります。

また、SHOPLIST事業に続く第二・第三の柱の創出を目指し、新規事業の開発や、M&Aを通じた新たな事業への参入などを検討してまいります。

同時に、これら次世代の事業を担う優秀な経営人材の内部育成、外部招聘によって当社の資金、ノウハウと若い起業家の柔軟な発想が融合し、新しい収益と価値を生み出していくことに繋げてまいります。

② 事業スピードの最大化

変化の激しいインターネット業界においては、事業スピードを最大化することが重要であり、いかに多くのチャレンジをし、早期にその成否を見極められるかという仕組化が事業の成長には不可欠であると考えております。

当社グループは、すべての事業を子会社化し、コンパクトな組織にすることにより、開発手法や採用などあらゆる意思決定をそれぞれが迅速に行い、永遠のベンチャースピードを維持しながら事業を推進してまいります。

③ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を四半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。

(8) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループの主力事業は、100%子会社であるCROOZ SHOPLIST株式会社において運営している、ファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」を中心としたEC事業となっております。なお、100%子会社であるStudio Z株式会社などにおいて、継続してゲーム事業を展開しているほか、各子会社にてインターネット関連の各種事業を展開しております。

(9) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

名　　称	所　在　地
クルーズ株式会社	東京都港区
CROOZ SHOPLIST株式会社	東京都品川区
Studio Z株式会社	東京都港区
株式会社Candle	東京都渋谷区
CROOZ Media Partners株式会社	東京都渋谷区
Sevenwoods Investment株式会社	東京都港区

(10) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
278（46）名	30名増

（注）１．従業員数は正規使用人のみで、パート及び嘱託社員は（）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
２．前連結会計年度末と比較して従業員数が30名増加しておりますが、これは主に連結子会社の事業拡大に伴う人員増加によるものです。

(11) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,008,000千円
株式会社三井住友銀行	1,166,907千円

（注）取扱金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約（融資限度額30億円）を締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 43,886,400株

(2) 発行済株式の総数 11,108,554株

（自己株式数1,835,046株を除く。）

(3) 株主数 3,762人

(4) 大株主

株　　主　　名	持　株　数	持 株 比 率
小渕　宏二	3,350,000株	30.15%
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	1,532,300株	13.79%
田澤　知志	1,020,000株	9.18%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	811,500株	7.30%
NPBN-SHOKORO LIMITED	476,200株	4.28%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	420,600株	3.78%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	413,215株	3.71%
BNYM SA/NV FOR BNYM FORBNY GCM CLIENT ACCOUNTSM LSCB RD	197,633株	1.77%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	127,443株	1.14%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUIY(POETS)	101,781株	0.91%

（注）１．当社は自己株式を1,835,046株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

２．持株比率は、自己株式を控除し、小数点第３位以下を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く）の状況

① 2011年４月４日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第７回新株予約権
保有者数	取締役（監査等委員を除く） １名
新株予約権の数	10,000個（新株予約権１個につき100株）（注１）
新株予約権の目的である株式の数	1,000,000株（注１）
新株予約権の発行価額	１個あたり　　470円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	１個あたり　　73,400円 （１株あたり　　734円）　（注１）
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	１個あたり　　36,935円
新株予約権を行使することができる期間	2011年４月20日から2021年４月19日まで
新株予約権の行使の条件	（注２）

② 2012年８月８日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第８回新株予約権
保有者数	取締役（監査等委員を除く） １名
新株予約権の数	70個（新株予約権１個につき100株）（注１）
新株予約権の目的である株式の数	7,000株（注１）
新株予約権の発行価額	１個あたり　　2,087円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	１個あたり　　50,100円 （１株あたり　　501円）　（注１）
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	１個あたり　　26,094円
新株予約権を行使することができる期間	2012年８月25日から2022年８月24日まで
新株予約権の行使の条件	（注３）

③ 2015年５月15日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第12回新株予約権
保有者数	取締役（監査等委員を除く） １名
新株予約権の数	170個（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の目的である株式の数	17,000株
新株予約権の発行価額	１個あたり　10,000円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	１個あたり　308,500円 （１株あたり　3,085円）
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	１個あたり　159,250円
新株予約権を行使することができる期間	2015年６月２日から2025年６月１日まで
新株予約権の行使の条件	（注４）

④ 2017年６月20日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第14回新株予約権
保有者数	取締役（監査等委員を除く）　２名
新株予約権の数	670個（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の目的である株式の数	67,000株
新株予約権の発行価額	１個あたり　100円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	１個あたり　285,200円 （１株あたり　2,852円）
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	１個あたり　142,650円
新株予約権を行使することができる期間	2017年７月６日から2027年７月５日まで
新株予約権の行使の条件	（注５）

⑤ 2018年３月７日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の名称	第15回新株予約権
保有者数	取締役（監査等委員を除く）　２名
新株予約権の数	3,682個（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の目的である株式の数	368,200株
新株予約権の発行価額	１個あたり　100円
新株予約権の行使に際して払込をすべき金額	１個あたり　217,200円 （１株あたり　2,172円）
新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額	１個あたり　108,650円
新株予約権を行使することができる期間	2018年３月27日から2038年３月26日まで
新株予約権の行使の条件	（注６）

（注１） 2013年４月15日開催の取締役会決議により、2013年10月１日をもって普通株式１株を100株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額、及び資本組入額を調整しております。

（注２） 新株予約権行使の条件

(1)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。

(2)割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の76%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

（注３） 新株予約権行使の条件

(1)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2)本新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は１個単位とする。

(a)2012年８月25日から2015年８月24日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。

(b)2015年８月25日から2018年８月24日までは、割当てられた新株予約権のうち、２分の１を上限として行使できる。

(c)2018年８月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでは、割当てられた新株予約権のうち、２分の１を上限として行使できる。

(d)割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過しなかった場合、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。

(e)割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権のうち、２分の１について行使できる。

(f)割当日から2018年８月24日までの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が行使した新株予約権の数が、上記(b)に規定する上限に達しない場合、上記(c)の定めにかかわらず、割当てられた新株予約権のうち未行使の新株予約権を全て行使することができるものとする。

(g)2018年８月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(c)の定めにかかわらず、超過した時点以降、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。

(3)上記(2)にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予

約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

（注４） 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は１個単位とする。

(a) 2015年６月２日から2017年12月１日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。

(b) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権のすべてを行使できる。

(c) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を超過した日以降であっても、割り当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。

(3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

（注５） 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は１個単位とする。

(a) 2017年７月６日から2020年３月31日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。

(b) 新株予約権者は、2018年３月期から2026年３月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権の全てを行使することができる。なお、ここでいう連結営業利益の判定においては、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(c) 2018年３月期から2026年３月期までのいずれかの期における連結営業利益が25億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株

予約権の行使は一切できないものとする。

(3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を権利行使価額の95%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

（注６） 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 新株予約権者は、新規事業による連結取扱高又は当該新規事業に係る営業利益が、以下に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割当てられた新株予約権個数のうち当該各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は１個単位とする。なお、ここでいう新規事業とは、割当日時点において当社グループにおいて取扱高が発生していない事業をいうものとし、連結取扱高の具体的な算定方法については、新規事業に応じて取締役会で定めるものとする。

(a) 割当日から２年を経過し、かつ、2019年３月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が20億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が４億円以上：行使可能割合33%

(b) 割当日から４年を経過し、かつ、2019年３月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が100億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が20億円以上：行使可能割合60%

(c) 割当日から６年を経過し、かつ、2019年３月期以降のいずれかの当社連結会計年度における、新規事業による連結取扱高が300億円以上又は当該新規事業に係る営業利益が60億円以上：行使可能割合100%

(3) 上記(2)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

４．会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小渕　宏二	－
取　締　役	仲佐　義規	最高執行責任者 COO
取　締　役	稲垣　佑介	最高財務責任者 CFO
取　締　役	張本　貴雄	ファッションEC事業領域管掌 CROOZ SHOPLIST株式会社 代表取締役社長
取　締　役	古瀬　祥一	広告事業領域管掌 CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長 Light FX株式会社 代表取締役社長
取　締　役	矢嶋　健二	株式会社TWIN PLANET 代表取締役
取　締　役 (監査等委員)	永井　文隆	永井文隆公認会計士事務所　代表 株式会社AURUM　代表取締役社長
取　締　役 (監査等委員)	立松　　進	株式会社U.P.n.P.　代表取締役
取　締　役 (監査等委員)	川井　崇司	株式会社すごい会議どすえ　代表取締役

（注）１．監査等委員である取締役永井文隆、立松進及び川井崇司の３氏は社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査等委員である取締役永井文隆氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (-)	113,897千円 (-千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	22,400千円 (22,400千円)
合計 （うち社外取締役）	10 (3)	136,297千円 (22,400千円)

（注）１．2016年６月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨の決議をいただいております。
２．2016年６月29日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨の決議をいただいております。
３．千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
４．上表には、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏　名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取　締　役 （監査等委員）	永井　文隆	永井文隆公認会計士事務所 株式会社AURUM	代表 代表取締役社長	当社と永井文隆公認会計士事務所及び株式会社AURUMとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。
取　締　役 （監査等委員）	立松　　進	株式会社 U.P.n.P.	代表取締役	当社と株式会社U.P.n.P.との間に重要な取引その他特別の関係はありません。
取　締　役 （監査等委員）	川井　崇司	株式会社すごい会議どすえ	代表取締役	当社と株式会社すごい会議どすえとの間に重要な取引その他特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏　名	出席状況及び発言状況
取　締　役 （監査等委員）	永井　文隆	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、また監査等委員会委員長として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。
取　締　役 （監査等委員）	立松　　進	当事業年度の取締役会は、当事業年度中に開催された17回のうち16回に出席し、監査等委員会は、当事業年度中に開催された13回のすべてに出席いたしました。会社の経営者としての見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。
取　締　役 （監査等委員）	川井　崇司	当事業年度の取締役会は、当事業年度中に開催された17回のうち13回に出席し、監査等委員会は、当事業年度中に開催された13回中12回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての見地から、経営マネジメントの分野にわたって発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

（注）１．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

６．会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインを率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。

b. 当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。

b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視するとともに、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。

c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。

d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月１回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、取締役及び代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。

b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。

c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、原則として子会社の取締役又は監査役を当社から１名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。

b. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は子会社に、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定したガイドラインに則って定点チェックを行わせ、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。

c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に、法令遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。

d. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

監査等委員である取締役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて特定の補助使用人に業務を命じることができるものとする。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が補助使用人等を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役が協議を行い、その補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮・命令・指導及び評価のための管理システムを確立する。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人を選任している場合には、その補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑨ 当社グループの取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができるものとする。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑪ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員である取締役の請求等に従い速やかに処理する。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の４の４に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらない事を自社又は第三者機関にて調査し、確認を行う。また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることのできる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は、報告・相談体制である「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社及び当社グループの経営幹部によるリスク管理を主題とした定例会議を４回開催いたしました。当社及び当社グループの各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループの内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保を図りつつ、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の配当に関しては未定としておりましたが、今後については、SHOPLIST事業の取扱高成長に向けた積極的なプロモーション活動、第二・第三の柱を創出するための新規事業への投資など、グループの売上最大化のために事業資金を投下するため、当期の剰余金の配当に関しては無配とさせていただきます。

売上拡大の上でさらなる利益確保を図り、結果的に中長期的な企業価値向上を実現することで株主の皆様へより多くの還元が可能になると考えています。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**20,835,639**	**流動負債**	**6,430,663**
現金及び預金	13,532,004	買掛金	2,228,679
売掛金	2,921,291	短期借入金	1,668,600
営業投資有価証券	3,136,997	未払金	1,056,565
その他	1,245,345	未払費用	516,996
固定資産	**4,943,487**	未払法人税等	38,710
有形固定資産	**1,070,414**	ポイント引当金	69,494
建物	216,747	その他	851,616
機械装置及び運搬具	785,120	**固定負債**	**11,243,961**
工具、器具及び備品	68,546	社債	10,000,000
無形固定資産	**536,734**	長期借入金	1,225,526
ソフトウエア	61,300	繰延税金負債	7,003
のれん	468,701	その他	11,431
その他	6,732	**負債合計**	**17,674,624**
投資その他の資産	**3,336,338**	(純資産の部)	
投資有価証券	2,193,745	**株主資本**	**7,639,311**
関係会社株式	197,064	**資本金**	**456,510**
繰延税金資産	209,516	**資本剰余金**	**1,360,041**
敷金及び保証金	559,203	**利益剰余金**	**8,484,266**
その他	201,808	**自己株式**	**△2,661,506**
貸倒引当金	△25,000	**その他の包括利益累計額**	**93,693**
繰延資産	**168,598**	その他有価証券評価差額金	89,535
社債発行費	168,598	為替換算調整勘定	4,158
		新株予約権	**16,347**
		非支配株主持分	**523,748**
		純資産合計	**8,273,101**
資産合計	**25,947,725**	**負債純資産合計**	**25,947,725**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		33,995,137
売上原価		26,642,538
売上総利益		7,352,598
販売費及び一般管理費		7,450,077
営業損失		97,479
営業外収益		
持分法による投資利益	14,554	
投資事業組合運用益	27,570	
業務受託手数料	960	
その他	41,592	84,677
営業外費用		
支払利息	25,144	
社債発行費償却	20,031	
為替差損	19,469	
自己株式取得費用	2	
その他	7,911	72,559
経常損失		85,360
特別利益		
事業譲渡益	193,427	
新株予約権戻入益	700	
その他	7,004	201,132
特別損失		
固定資産除却損	2,130	
減損損失	8,893	
投資有価証券評価損	124,868	
事業譲渡損	249,526	
本社移転費用	137,445	
その他	55,566	578,430
税金等調整前当期純損失		462,659
法人税、住民税及び事業税	68,321	
法人税等調整額	△1,337	66,984
当期純損失		529,643
非支配株主に帰属する当期純利益		29,202
親会社株主に帰属する当期純損失		558,845

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	454,553	1,358,084	9,043,215	△2,661,398	8,194,455
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,957	1,957			3,914
親会社株主に帰属する当期純損失			△558,845		△558,845
自己株式の取得				△108	△108
その他			△102		△102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,957	1,957	△558,948	△108	△555,143
当期末残高	456,510	1,360,041	8,484,266	△2,661,506	7,639,311

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,377	4,025	7,402	17,140	441,067	8,660,066
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						3,914
親会社株主に帰属する当期純損失						△558,845
自己株式の取得						△108
その他						△102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86,158	132	86,290	△793	82,861	168,178
当期変動額合計	86,158	132	86,290	△793	82,681	△386,964
当期末残高	89,535	4,158	93,693	16,347	523,748	8,273,101

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**14,905,922**	**流動負債**	**2,621,303**
現金及び預金	9,898,693	短期借入金	1,038,000
売掛金	116,813	未払金	1,266,216
営業投資有価証券	439,633	未払費用	5,050
前払費用	33,527	預り金	21,561
短期貸付金	4,654,528	その他	290,475
その他	488,359	**固定負債**	**10,437,752**
貸倒引当金	△725,633	社債	10,000,000
固定資産	**6,073,104**	長期借入金	403,334
有形固定資産	**66,204**	繰延税金負債	23,886
建物	15,168	その他	10,532
機械装置及び運搬具	12,498	**負債合計**	**13,059,056**
工具、器具及び備品	38,537	（純資産の部）	
無形固定資産	**50,443**	**株主資本**	**7,986,437**
ソフトウエア	49,360	**資本金**	**456,510**
その他	1,082	**資本剰余金**	**1,301,953**
投資その他の資産	**5,956,456**	資本準備金	446,510
投資有価証券	2,708,770	その他資本剰余金	855,442
関係会社株式	2,325,165	**利益剰余金**	**8,889,481**
長期貸付金	943,853	その他利益剰余金	8,889,481
その他	296,961	新事業開拓事業者投資損失準備金	393,716
貸倒引当金	△318,295	繰越利益剰余金	8,495,764
繰延資産	**168,598**	**自己株式**	**△2,661,506**
社債発行費	168,598	**評価・換算差額等**	**86,012**
		その他有価証券評価差額金	86,012
		新株予約権	**16,118**
		純資産合計	**8,088,568**
資産合計	**21,147,625**	**負債純資産合計**	**21,147,625**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		68,229
営業収益		1,206,607
売上高及び営業収益		1,274,837
売上原価		82,158
売上総利益		1,192,679
営業費用		1,011,542
営業利益		181,137
営業外収益		
受取利息	27,298	
受取配当金	26,880	
その他	5,411	59,589
営業外費用		
支払利息	18,319	
社債発行費償却	20,031	
投資事業組合運用損	26,486	
為替差損	17,573	
その他	185	82,596
経常利益		158,129
特別利益		
関係会社株式売却益	7,030	
貸倒引当金戻入額	239,706	
その他	9,776	256,513
特別損失		
固定資産除却損	821	
投資有価証券評価損	124,868	
関係会社株式評価損	231,898	
貸倒引当金繰入額	478,467	
債権放棄損	255,465	
本社移転費用	137,445	
その他	15,573	1,244,538
税引前当期純損失		829,895
法人税、住民税及び事業税	59,001	
法人税等調整額	△81,049	△22,047
当期純損失		807,848

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					新事業開拓事業者投資損失準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	454,553	444,553	855,442	1,299,996	393,716	9,303,612	9,697,329
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	1,957	1,957		1,957			
当期純損失						△807,848	△807,848
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,957	1,957	－	1,957	－	△807,848	△807,848
当期末残高	456,510	446,510	855,442	1,301,953	393,716	8,495,764	8,889,481

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,661,398	8,790,480	8,828	8,828	16,975	8,816,284
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		3,914				3,914
当期純損失		△807,848				△807,848
自己株式の取得	△108	△108				△108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			77,183	77,183	△856	76,327
当期変動額合計	△108	△804,042	77,183	77,183	△856	△727,715
当期末残高	△2,661,506	7,986,437	86,012	86,012	16,118	8,088,568

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

クルーズ株式会社

取　締　役　会　御　中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴　見　　寛　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹　神　祐　也　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クルーズ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

クルーズ株式会社

取　締　役　会　御　中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴　見　　寛　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹　神　祐　也　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クルーズ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人太陽有限責任監査法人から受けております。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

クルーズ株式会社　監査等委員会

監査等委員（社外取締役）　永 井　文 隆　㊞

監査等委員（社外取締役）　立 松　　進　㊞

監査等委員（社外取締役）　川 井　崇 司　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、2020年５月に本社固定費の削減及び経営効率の向上を図るため、本社機能を東京都港区から東京都品川区に移転しておりますが、実際の本店業務にあわせて、現行定款第３条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都港区に置く。	第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

第２号議案　　取締役（監査等委員である者を除く。）５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役(監査等委員である者を除く。）６名は任期満了となりますため、取締役（監査等委員である者を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小渕宏二 (1974年11月４日生)	1995年４月　株式会社ホテル京急入社 1996年４月　シーエスアイ株式会社（現：株式会社CSIソリューションズ）入社 2001年５月　当社設立 代表取締役社長（現任） （地位及び担当）代表取締役社長	3,350,000株
2	仲佐義規 (1980年４月26日生)	2004年４月　当社入社 2010年５月　当社執行役員 2011年６月　当社取締役（現任） （地位及び担当）　取締役 最高執行責任者COO	17,000株
3	稲垣佑介 (1982年９月14日生)	2003年９月　株式会社ワールドコンパイラ設立　代表取締役社長 2011年７月　株式会社BANEX JAPAN　取締役副社長 2013年４月　当社入社 執行役員 2016年６月　当社取締役（現任） 2017年１月　税理士登録 （地位及び担当）　取締役 最高財務責任者CFO	-株
4	古瀬祥一 (1982年３月28日生)	2002年４月　当社入社 2006年４月　当社取締役（現任） （地位及び担当）　取締役 広告事業領域管掌 （重要な兼職の状況） CROOZ Media Partners株式会社 代表取締役社長 Light FX株式会社 代表取締役社長	4,000株
5	矢嶋健二 (1980年10月７日生)	2004年９月　株式会社つばさレコーズ　代表取締役 2006年11月　株式会社TWIN PLANET設立　代表取締役(現任) 2016年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社TWIN PLANET 代表取締役	1,000株

（注）１．取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。なお、その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（１）古瀬祥一氏は、当社子会社であるCROOZ Media Partners株式会社及びLightFX株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して、運転資金の貸付及び債務の連帯保証を行っております。

（２）矢嶋健二氏は、株式会社TWIN PLANETの代表取締役を兼務しており、同社は当社と広告に関連する業務委託等の取引があります。

２．矢嶋健二氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第３号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の監査等委員である取締役３名は任期満了となりますため、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	永井文隆 (1977年２月20日生)	2005年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年７月　公認会計士登録 2011年９月　永井文隆公認会計士事務所　代表（現任） 2011年10月　税理士登録 2013年１月　米国公認会計士登録 2015年６月　当社取締役（社外） 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年６月　株式会社AURUM　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 永井文隆公認会計士事務所　代表 株式会社AURUM　代表取締役社長	－株
2	立松進 (1947年６月15日生)	1993年３月　株式会社アール・ケイ・トラック（株式会社良品計画子会社）　代表取締役 1999年７月　三菱商事ロジスティクス株式会社入社ソリューション部長 2007年７月　株式会社U.P.n.P.　代表取締役（現任） 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社U.P.n.P.　代表取締役	－株
3	川井崇司 (1975年５月９日生)	2010年３月　株式会社すごい会議どすえ設立代表取締役社長（現任） 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社すごい会議どすえ　代表取締役	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

４．永井文隆氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び知見を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判断したためであります。

5．永井文隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって５年となり、監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
6．立松進氏を社外取締役候補者とした理由は、物流、ロジスティクスの分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び知見を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判断したためであります。
7．立松進氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
8．川井崇司氏を社外取締役候補者とした理由は、経営マネジメント、人材育成の分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての経験及び知見を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判断したためであります。
9．川井崇司氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
10．永井文隆氏、立松進氏、及び川井崇司氏の各氏の再任が承認された場合、当社は各氏それぞれとの間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴及び当社における地位及び担当 （重　要　な　兼　職　の　状　況）	所有する 当社の株式数
大 森 彩 香 （1978年９月28日生）	2006年10月　三宅・今井・池田法律事務所入所 2008年10月　ウィザーズ総合法律事務所開設 2009年６月　当社社外監査役 2011年９月　濱田法律事務所入所（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．候補者の大森彩香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．大森彩香氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．大森彩香氏の再任が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以上

株主の皆様へ

【重要】新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に向け、本株主総会の開催にあたっての当社の対応について下記のとおりご案内いたします。
時節柄ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本株主総会へのご出席について
・新型コロナウイルスの感染拡大の状況にご留意いただき、健康状態によらず、本年はご来場を見合わせることをご検討くださいますよう、お願いいたします。

2. 弊社の本株主総会当日の対応について
・本株主総会は、所要時間の短縮化に取り組みます。
・本株主総会当日は、マスクの着用やアルコール消毒等のご協力をお願いさせていただきます。
・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声掛けさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
・その他、本株主総会当日に会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力お願いいたします。

以上

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場のご案内図

会場：ザ・グランドホール
東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー３階
電話　03-5463-9971

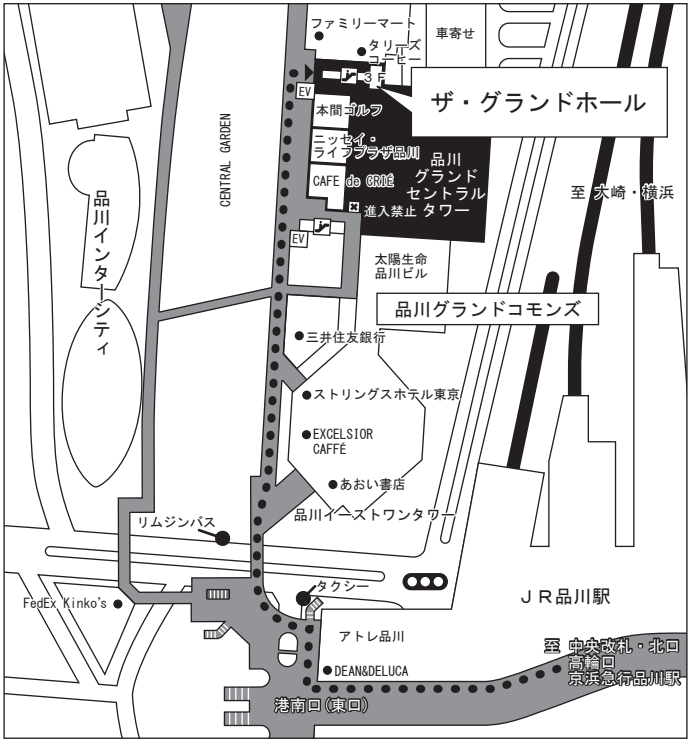

交通機関
≪電車≫ＪＲ　品川駅　中央改札より徒歩８分

（お願い）
会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。